

.....

ICF視点での 福祉教育実践を 展開していくために

.....

福祉教育実践講座

はじめに

京都府社会福祉協議会では昭和55年から学童・生徒のボランティア推進事業（福祉協力校）、昭和60年からの社会福祉体験学習事業を始め、「福祉でまちづくり」事業など多様な切り口で福祉教育を推進してきました。

「福祉協力校」事業は、府内の小学校256校、中学校88校、高校11校の計355校を指定し、当初の「かわいそうな人」への「慰問的訪問」などのイメージから「寄り添い」「共生」を中心とした「共に生きる力を育む福祉」への転換に大きな役割を果たし、「体験学習」事業では、子どもや高齢者、障害のある人たちとの様々なふれあいや交流などを通して、いのちの尊さや思いやり等を培ってきました。また、「福祉協力校」事業の後継事業として開始した「福祉でまちづくり」事業では、福祉実践・ボランティア活動の創造と子ども・おとなの学びが有機的に結びつく福祉教育を企画・実施することを目指して各地で展開してきました。

今年度は、福祉教育のさらなる発展に向けた基礎を固める取り組みとして、ICFの視点を福祉教育に位置づけることを目的として福祉教育実践講座を開催しました。この講座のエッセンスは、これから福祉教育を展開していくなかで、常に立ち返る理念や考え方の基軸となるものと考えております。

今日の社会福祉の動きにおいて、生活困窮者等への支援が大きな課題となっていますが、経済的困窮への支援だけでなく、社会的孤立や排除に対する取り組みとして新たなつながりを構築する地域づくり（社会的包摂）を併せて行うが求められています。

また、平成27年4月から施行される「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」では、社会的障壁の除去のための合理的な配慮や共生社会の実現に向けた施策の推進等が掲げられており、共生社会を実現に向け府民の理解をさらに広めていくことが必要となります。

今後、社会的包摂や共生社会の実現をめざすことを福祉教育の推進課題とするためにも、本書の内容を基に、学校や地域における福祉教育の具体的な実践が新たに積み上げられていく一助になることを願っています。

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

ICF視点での福祉教育実践を展開していくために

— 福祉教育実践講座 —

日時 2014年3月5日

日本福祉大学の原田と申します。今回は事前に皆さんにいただいたシートを参考にしながら、ディスカッションをしていければいいと考えています。ICFの視点で福祉教育をどう展開していくかということを、しっかり落とし込んでいければと思っています。一つひとつ、じっくり確認しながらやっていきたいので、本日はよろしくお願いいたします。

福祉教育の2つの入口

社協が取り組む福祉教育というのは、「事業」として位置づけてあるものと、福祉教育の「機能」を上手くプロセスの中に入れ込んでいくものと、2つの切り口があると整理しています。

1つ目の「事業」と呼ばれる福祉教育ですが、そもそも事業とはなにかというと、人とお金(予算)が付いていて、年間計画の中で位置づけられているものです。そういう意味で、講座や学校の依頼に応じていくものは「事業」と言えます。また、住民を巻き込んで福祉教育の講座を開くことも、重要な福祉教育の事業です。

2つ目は、「機能」としての側面を持つ福祉事業です。例えば、災害が起こったときの要援

護者の避難支援というのは、「災害時にどうやって避難するのか」ということが目的です。ご近所を巻き込んだ災害時避難、そのための要援護者とのきっかけ作りは、「災害時の避難」が目的となっています。そのプロセスの中に、ご近所同士の学び合いが入ってくれば、そのプロセスが福祉教育に繋がっていきます。

しかし、それは福祉教育の目的ではありません。例えば、地域福祉活動計画¹⁾を策定する場合は、福祉教育のために計画を作っているわけではないのですが、活動計画を策定するために、住民懇談会を行って、ワークショップやって、というプロセスそのものが、学びの場になることも多くあります。社協が(あらゆる)事業を推進していくなかで、意識的に学び合えるような学習の「機能」を入れ込んでいくと、すごく福祉教育が広がってくると思います。

学校における福祉教育

学校の先生は子ども達に体験をさせたいと考えています。その体験内容は「アイマスクを付けて歩く」体験でなくてもいいのです。なぜ、学校が体験にこだわるかというと、文部科学省



原田 正樹先生
Harada Masaki

日本福祉大学 学長補佐
社会福祉学部 社会福祉学科教授

明治学院大学卒業後、重度身体障害者療護施設、特別養護老人ホームで勤務の後、日本社会事業大学大学院修了。日本社会事業大学、東京国際大学を経て、2004年に日本福祉大学、赴任。現在、放送大学兼任教授。

日本福祉教育・ボランティア学習学会理事、NPO法人日本地域福祉研究所理事、全国社会福祉協議会・ボランティア市民活動振興センター運営委員会副委員長、「広がれボランティアの輪」全国連絡会幹事などを務める。

専攻／福祉教育論、地域福祉論

主な著書(共編著)

『コミュニティソーシャルワークと社会資源開発』CLC出版 2013

『地域福祉援助をつかむ』有斐閣 2012

『地域福祉から未来へー 社協職員が向きあった3.11ー』CLC出版 2012

『共に生きること 共に学びあうこと』大学図書出版 2009

が、「総合的な学習の時間²⁾」には体験学習を行う」と推進しているからです。教室での学習ではなく「体験すること」を進めています。つまり、学校としては「子ども達に体験させたい」と考えていますので、どういう体験をするかについては、柔軟に受け止めてくれます。

ちなみに、皆さんは、校長先生、教頭先生のお名前を覚えていますか。実はとても重要なことなのです。学校との関係性は大事です。社協で個別支援の事業をされるときには、必ずお顔とお名前を一致させます。校長先生、教頭先生、福祉教育の担当の先生や担任の先生の場合はどうでしょうか。先生の異動を社協が把握できているかどうか、社協が日々学校に行っているかどうか。学校との関係性の中ではできていないことが多いんです。学校を組織としてだけ見るのではなく、一対一の人の繋がりとして見る大切さに気づいて欲しいと思います。

教科のなかの福祉教育

もっと踏み込んだ話をする、子ども達が勉強している国語や社会や家庭科など、福祉に関係のあるような教科を知ることが大切です。こ

の学年はこんな勉強をしているということを知っていて話ができるのと、ただ単に福祉の時間として45分間話をするのとでは、先生側の関わり方も変わってくるわけです。学校の先生達は「教育」がしたいわけですから、福祉の時間45分間が他の教科とどう繋がっているか、教育計画の中でどう位置づけられるか、それが分かってくると、おのずと熱心になってくれるでしょう。

4年生の国語の教科書に「手と心で読む」³⁾という題材がありますが、この内容をふまえて視覚障害の授業とからめると、先生達が乗って来てくれたりします。当たり前のことかもしれませんが、相手を知る、教育の現場を知ることが大切。相手の土俵で勝負をしないと、学校の中では福祉教育はなかなか広がらないと思います。

リフレクションの大切さ

アメリカで取り組まれているサービスラーニングでは、「振り返り＝リフレクション」という用語があります。振り返るとは、自分のやってきたことを内省するという意味ですが、それ

だけではなく、例えば「これから自分たちの街はどうあって欲しいか」という将来を展望する振り返りを、福祉の中でも取り込めるといいなと思っています。そうしないと、体験学習のあとが、感想文だけで終わってしまいます。感想文をもう少し深めるというリフレクションの方法が、大切になってきます。

それと、学校との付き合いの中では、学校の教育目標を聞いて理解しておくことも大事です。校長先生、教頭先生に「この学校の教育目標は何ですか」と聞くと、喜んで話してくれます。例えば「やさしい子、思いやりのある子」など、学校の教育目標と福祉教育が繋がっていることを伝えましょう。子ども達にどんな大人になって欲しいか、学校がどういう教育をするのか、それが表面的に出てくる部分ですから、どの学校の教育目標にも、福祉的な人間像が必ず入っています。福祉の知識や技術を教えるだけが、福祉教育ではありません。子ども達の思いやりのところを育むなど、学校の教育目標と重なるのだということを先生達が理解してくれると、福祉教育が“プラスα”の教育ではなく、子ども達を育む“人権教育”だと捉えてもらいやすくなります。

体験学習の目的の変容

体験学習は、中高生には保育所での体験が人気があります。実は、大学でも教育学部や保育士資格のとれる学科には学生が集まるのですが、その他の福祉系については「福祉離れ」が年々進んでいます。大変深刻な課題です。なぜ「福祉離れ」が、中高生に広がっているのでしょうか。30年くらい前は宿泊型のワークキャンプなどが盛んに行われていましたが、10数年前から

い前から、一日体験型のプログラムに変わってきています。現在では、いわゆる「職場体験」が大半で、キャリア教育のような視点が強くなっています。キャリア教育とか職場体験になればなるほど、福祉を希望する人たちがいなくなっている現状です。課題は、福祉のイメージをどう変えていくかだと思います。小中学校の授業で、「障害がなくてよかった」など、大変な仕事はいやだという思いが子ども達に生まれてしまうことが、相対的な「福祉離れ」の素地になってしまっている気がします。仕事には就かなくても、福祉って面白そうとか、魅力的だとか、そうしたポジティブなイメージが子ども達に伝わるといいなと思っています。

地域包括ケアシステムと福祉教育

地域包括ケアシステムをどう作っていくかということは、社協の課題でもあります。厚生労働省老健局が出した、介護保険での地域包括ケアの仕組みというのは、介護・福祉の専門職の連携部分を強く打ち出しています。

平成25年の夏に、国は社会保障制度改革国民会議⁴⁾の議論を踏まえて「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」を打ち出しました。社会保障を改革していくときに、地域づくりそのものを地域包括ケアシステムにしていかなければいけない、というものです。厚生労働省も方針を変えたんですね。同時に、社会・援護局の方も地域包括ケアシステムの話を始めました。また、医師会等も地域包括ケアシステムと言い始めて、かかりつけ医や在宅医療をどうするかという議論になっています。

また、社会・援護局はまさに地域福祉を所管しているところであるため、地域包括ケアシステムでどれだけインフォーマルなシステムを作れるかということが課題になっています。例えば、ふれあい・いきいきサロンも、月1回のイベント的なものだと、地域包括ケアシステムになっていきません。生活支援サービスとしてふれあい・いきいきサロンをどう作っていくか、具体的な生活支援に繋がるような見守り活動をどうしていくかなど、専門職とインフォーマルな社会資源を包括して進めていかないと、地域包括ケアシステムになりません。

専門職は仕事としてやるのですが、住民にとっては「なぜ具体的な生活支援まで自分たちが担わなくてはいけないの？」ということになります。そうなったとき、専門職や行政がやればいい、という話になりがちです。なんらかの学習や学びがなければ、住民の皆さんが納得してもらえそうな仕掛けはできません。例えば、学習機能を設けて、住民のモチベーションを高め、住民がその気になって関われる仕組みが必要です。地域包括ケアシステムをどう作るかという中で、インフォーマルなところをどう繋げていくかが最大の課題であり、福祉教育機能が重要になってくるのではないかと考えています。

ICIDHの理解

現在の福祉教育の問題点として挙げられるのが、「形骸化」に問題です。また、実践者にとってはプログラムの「マンネリ化」です。最も多いのが、疑似体験や車いす体験などですが、一概に「疑似体験がだめだ」ということではなく、疑似体験に「落とし穴がある」ということを、実践する社協のみなさんと先生方に知っていた

だきたい。疑似体験をすることで、障害のある方を「かわいそう」と捉える認識のさせ方でいいのだろうか、ということです。なぜそうなるのかということ、理解いただきたいと思います。ICFの考え方は、国連世界保健機関が採択し、2001年から取り入れようとしてきました。その前はどうかというと、1981年にICIDHという考え方が採択されました。ICIDHとは、障害を構造的に3つのレベルで捉えよう、という考え方です。

その3つとは、機能障害（impairment）、能力障害（disability）、社会的不利（handicap）です。例えば、車いすに乗った5人の方が学校に来るとします。5人とも自分の足で歩いたり走ることができないため、車いすですべて生活しています。これは能力障害（disability）という意味では、同じ状態だと捉えます。

一方、一人ひとりにインタビューをしてみると、Aさんは筋ジストロフィーで小学生までは歩いていた、Bさんは大学生のときに交通事故にあい、頸椎を損傷して車いすでの生活になったと話したとします。AさんもBさんも、同じ車いす利用者であっても、それぞれ理由が違ってくるのがわかります。これは機能障害（impairment）のレベル差です。能力障害（disability）の部分は同じでも、機能障害（impairment）はそれぞれ理由が違ってくるのです。

さらにインタビューしていくと、Aさんは行きたい大学があったが、車いすの学生は入学を拒否された、Bさんは内定が決まっていたけど、内定取り消しになったと話します。障害を理由に、何らかの社会的不利益を受けることが、社会的不利（handicap）にあたります。障害の幅を三つに分けるのが、これまでのICIDHの考え方です。

しかし、これはこれで意味がありました。な



ぜなら、医療関係者は「この人の障害はリハビリをすれば良くなる」と機能障害 (impairment) に注目できるからです。ソーシャルワーカーは、その人の生活のしづらさがわかるわけですから、社会的不利 (handicap) に注目できます。そして介護関係者は、その人のできないところに注目していくことができる。どこに力点を置くのかが、専門職によって異なってきます。ケースカンファレンスの中で、この人の社会的不利 (handicap) はどうなのか、能力障害 (disability) はどうなのかが、特に医療関係の人にとって使い分けやすかったため、普及したのです。

ところが、やがて当事者から、ICIDHに批判が出てくるようになります。三つの根っこが全て機能障害 (impairment) であるところに問題があったのです。本人が根っこの障害を取り除かなければ、能力障害 (disability) や社会的不利 (handicap) は改善できません。だから「医療モデル」と呼ばれました。重度の先天的な障害がある方は、機能障害 (impairment) ばかり問題にされてもどうしようもないということで、ICIDHは生活モデルになっていないという批判が出てきたのです。

2つめの興味深い批判は、発展途上国からありました。例えば、先進国でメガネやコンタクトを付けた人が裸眼になったときに、障害だと

いう認識がありますか？という部分です。日本にいる私たちは、たまたまメガネやコンタクトを気軽に入手できるため、自分は視覚障害だという認識に至らないと思います。しかし、発展途上国の方は、視力が0.01だと生活に支障が出てきたり、深刻な問題になってしまいます。ICIDHは、医療や生活環境が整っている先進国の理屈だと、発展途上国から批判が生まれたのです。

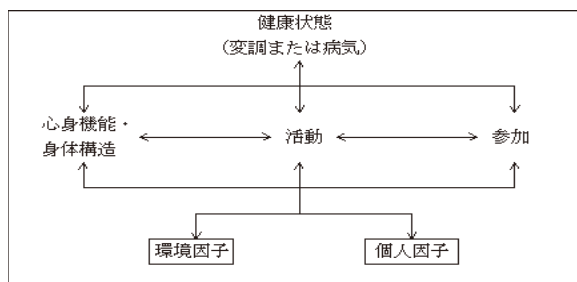
「環境因子」を考えないと、生活のしづらさが見えてこないというのです。「個人因子」だけではなく、「環境因子」が重要だというのです。障害は、個人の機能障害 (impairment) からくるだけではなく、どういう環境にあるのかによっても左右されるのです。

ICFへの転換

私はかつて、長野で身体障害者療護施設の職員をしていましたが、東京の大学院に通うことにしたとき、東京まで長野の仲間が来てくれたことがありました。約20年前の話です。

その当時は、駅に3日前に連絡しないと、電動車いすの利用ができませんでした。ちょうど、新宿駅にエスカレーターが付け始められた時期です。車いす対応のエスカレーターに乗って、「何と東京は便利なのだろう」と喜びました。しかし、全く同じ頃に、京都や大阪から電動車いすに乗ってきた人からは、「東京は不便だ」と苦情がたくさん寄せられていました。20年前の関西では、当事者運動が盛んで、エレベーターの設置運動が進んでいました。エレベーターがあれば、駅員を呼ばなくても行きたいところ行けるのに、東京では駅員を呼ばなくてははいけな

ICFの概念図



ストレングスの視点

【ICIDH】

Impairments Disabilities Handicaps
疾患・機能障害・能力障害・社会的不利

↓

↓

↓

【ICF】

心身機能／

活動

参加

身体構造
Body functions and Structures

Activities

Participation

いと、怒っていたのです。生活する環境によって「生活のしづらさ」が違うのです。だからこそ、本人の障害の問題ではなく、街全体のことを考えていくという話になります。車いす体験というのは、障害理解というプログラムの中で進んでいきます。能力障害（disability）、つまりできないことを体験するという「障害を理解する」ところがスタートなのです。

もう一つの大きな変換点は、「何ができないか」ではなく、「何ができるか」という「強み」（ストレングス）に着目しようということです。その人が得意なことやできることに注目するのです。ICFでは、福祉教育は参加（participation）に力をおく必要があると言われていましたし、ICFのFは生活機能（function）です。

いま、愛知県内の市町村社協が積極的な活動をしています。例えば次のようなプログラムがあります。全盲の方に学校に来ていただいて、子ども達の前でリンゴの皮を剥いてもらいます。その方は、結婚して子育てもして、家事も行っているのです。リンゴの皮をむくのは当たり前の作業です。それをあえて子ども達の前でやっていただきます。子ども達は、必死で手先を見守ります。その後、日々の生活の様子を言葉で伝えてもらいます。彼女はその土地に30年来住んでいますので、場所は熟知しており、近所のスー

パーまでは杖がなくても行けます。店員さんと会話もします。そこで、彼女が「でもね、初めてのところに行くときは、怖くて一歩も動けないんだよ」と子ども達に語りかけます。

つまり、何ができて、何ができないかを丁寧に話してもらうことで、目の見えないAさんにも、「できること」「できないこと」があるのだということを、子どもがすんなり理解することがができます。このことで、障害の捉え方が“かわいそう”ではなくなります。

車いすの授業でも同じです。例えば、「車いすはみんなの靴みたいなものだ」と当事者の口から話してもらうことが大切です。車いすにできること、できないこと、不便なところがどこかで、明確になります。当事者本人を知ることが大切です。

また、こんな話もあります。全盲の野球ファンの方がいて、ナイターを見に行くと子どもたちに言ったところ、「目が見えないのに、どうやってナイターを見に行くの？」という疑問が出ました。そこで、全盲の彼と男の子数人が、実際にスタジアムに野球観戦に行ったところ、普段、当事者がどうしているかを知ることができたのです。生活環境がわかると、共有できる部分がわかるので、「健常者」「障害者」という二分ではなくなります。

少し話がそれますが、身体障害者手帳の認定は医療の基準で行われます。視力や聴力などを客観的な基準によって判定し1級2級などを決めています。ですから、身体障害者手帳の有無や等級と、「生活のしにくさ・しやすさ」は異なり、生活実態とは相関していません。

その人のニーズに合わせる個別支援の方法がケアマネジメントです。ケアマネジメントはICFが元になって作られています。障害が何かというだけではなく、その人の個人レベルでできること、できないことを、ICFの視点で伝えていくのが大事です。

そうすると、プログラムが少し変わってきます。生活により近づいた体験プログラムが、より良いでしょうね。また、当事者の方が話をされる場合には、その個人に関心を持ってもらうことが一番大切です。ただ、生活のことを話す場合、個々の生活の話題と（障害のある当事者の）全体のことの話を使い分けて話していただく。使い分けが難しい場合は、社協などの専門職がサポーターとして手助けしてあげてください。例えば、聴覚障害のある方を招いた時には、聴覚障害についての一般的なことを専門職、個々の生活のことを本人さんが話すというように役割を与える。ただ、一般論よりも「〇〇に障害のある△△さん」個人に関心をもってもらうやり方の方がいいと思います。

福祉教育の歴史

なぜ社協が福祉教育を行っているかについて、話したいと思います。障害者の権利に関する条約⁵⁾が、ようやく批准されました。それに伴って、2013年（平成25年）6月、障害を理由とす

る差別の解消の推進に関する法律⁶⁾（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました。今後は、障害者に対する合理的配慮⁷⁾をどうしていくかが問題になってきます。障害者権利条約はICFになぞらえています。医療の分野にICFは広がっていますが、福祉の分野ではまだ広がっているとはいえません。これから大切になってくる考え方なので、押さえていただきたいと思います。

今に繋がる福祉教育は、1970年代から始まったものです。この時期は高度経済成長期で、日本のあり方を大きく変えた時期といえます。もともと、学校教育のなかでは福祉教育は行われていませんでした。「人はどう生きて老いていくのか、人と人はどう支え合って行くのか」という大枠でとらえ、家庭の中で、地域の中で、その原風景を見ていたのです。

1960年代の後半、高度経済成長期から、都市化、過疎化が進行するなかで、核家族が進み、家族の原風景が崩れていきます。同時に経済状況は良くなって、日本の生活が豊かになってきます。すると経済界の人が、「福祉」に関しても発言し始めます。彼らは、教育の効率化を語り出します。

教育実習を経験された方はわかると思いますが、教壇に立ち、生徒達の前で話すときに大変

福祉教育の歩み

日本における意図的計画的な福祉教育の推進

- 1970年代 福祉教育のすすめ
→ 地域や家庭の機能の変化
学校教育の変化
- 1980年代 福祉教育とは何か
- 1990年代 福祉教育をどうすすめるか
- 2000年代 福祉教育の質
- 2010年代 福祉教育の展開

福祉教育を通して何を学び、何を伝えるか

なのは、どこに焦点をあてて話をすればいいか、ということです。集団に対して一人の教師が教えるとき、焦点化することが難しくなります。経済界の人は、日本の教育は無駄が多いと考え、最小の投資で最大の利益を得るという経済の理論を教育にも当てはめました。それが「偏差値による評価の積極的な導入」です。いわゆる「受験戦争」という言葉が出始めたのもこの頃で、共通一次試験が開始されたのが1979（昭和54）年です。1970年代に教育のあり方が変わってきて、ボランティア活動や福祉活動が学校教育に受け入れられにくい現状となりました。

また、当時は、「ボランティアは大人がするものだ」という認識もありました。ボランティアや奉仕活動は大人や社会人がするもので、小中学生が行うのは時期早々だ、という考えが一般的でした。保護者も、将来役に立つこと、つまり、受験勉強を子どもに求めるようになります。そのようななかで、学習指導要綱がないままに、学校で先生達が自発的に福祉教育をやり始めたのが、日本の福祉教育の始まりです。

地域福祉や地域教育は、福祉教育で始まり福祉教育で終わる

社協はどうかというと、1960年代、福祉教育を国庫補助事業の一環として、地域保健福祉活動からスタートしました。保健師さんたちとともに、地域福祉活動を行っていたのです。当時は、保健師たちが公民館などで大変な活躍を見せていました。

長野県で実際にあったことですが、当時、脳梗塞の発症が多い地域で、食生活を変えていくということ、家庭の味噌樽を公民館に持って来てもらいました。そして、普段使っている

味噌の量をしゃもじで測った上で、一人が毎朝その量の味噌を食べていると仮定し、40年間でどのくらい塩分を取っているかを計算しました。そして、味噌の量を三分の二に減らすと、何kgの塩を減らせるかなど、脳卒中の死亡率を減らす方法を地域住民に見せる、今でいう健康プロモーションのようなことをやることで住民が塩分の摂取を減らすという行動に繋がってきました。

さらに1968（昭和43）年に、全国社会福祉協議会の牧賢一⁸⁾さんが、「福祉教育」という言葉を使い出します⁹⁾。その後、1970（昭和45）年、福祉教育研究委員会¹⁰⁾を作って、地域福祉の研究を進めていきます。社協は、地域福祉を進めていく中で、ずっと啓発や広報を行ってきましたが、啓発や広報として講演会や“福祉だより”だけを作っても、住民の行動には繋がりません。住民に納得いただいて行動を促すためには、学習や教育が大切になってきます。地域福祉は住民主体で行われるものですから、学習や教育がなければ、地域福祉は成り立ちません。「地域福祉や地域教育は、福祉教育で始まり、福祉教育で終わる」という言葉があります。理解や啓発で福祉に興味を持ってもらい、住民の主体形成ができ、それが広がっていき、福祉教育で終わるというプロセス自体が、福祉教育そのもののなのということです。

昔は、公民館が社会教育の役割を果たしていたのですが、1980年代からは、公民館がいわゆる「カルチャーセンター」に変わっていったんです。社会教育が、自己実現のための生涯学習へと変わっていったからです。

福祉の世話になりたくない、と思う人が増えれば増えるほど、福祉が遠のいていきます。社協自体もそれを忘れてしまい、サービスの提供側になってしまっていることも問題です。これ

からは福祉を住民主体に戻す必要があります。住民自身が、自分たちの住む場所を自分たちの問題だと捉え、地域の問題に気づき、自ら動いていくことをゴールにするべきです。その根っここのところで、福祉教育が必要になってきます。

1977（昭和52）年からは「学童・生徒のボランティア活動普及事業」¹¹⁾（いわゆる「福祉協力校」事業）が始まり、福祉教育は学校で行うものだと捉えられるようになります。現在は、国庫補助がなくなりましたので、ある意味フラットな状態だとも言えます。学校だけではなく、地域にも働きかけていき、再編成しましょうという流れになってきています。

1980年代は、福祉教育とは何かという議論が盛んでした。1990年代は、実際にプログラムをどうするかという議題に取り組み、2002年には、総合的な学習の時間が始まり、日本の福祉教育が大きく変化しました。2000年代からは、先生側にやりたい思いはなくても、福祉教育をやらなければならなくなりました。福祉教育の形骸化は、ここにあります。しかし、より良くしていこうよという仕組みづくりの議論はなされています。学校の先生・社協・地域の三者で共存していく方法を探する必要があります。

どうすれば住民主体でやれるのかを考え直す必要もあります。社会福祉施設などが、福祉教育に与える影響は大変大きいものがあります。ところが、施設が福祉教育の（単なる）受け入れ先になっていることがあります。受け身になっている施設が多いのです。施設側が、福祉教育の拠点となり、社会や地域にもっと発信していけるようになって欲しいと考えています。

特別支援学校と福祉教育

また、特別支援学校¹²⁾がどうなるかという話についてです。特別支援学校と普通学校が離れている現状で、お互いに交流をするとき、先生は「障害があるけど皆と同じだ」と子どもたちに話します。けれど普通学校に通っている子どもは、「一緒がいいのだったら、なんで分けたの？」と感じてしまいます。なぜ分ける必要があったのかというのは、根源的なところですよ。特別支援学校を求めたのは、一体誰なのかというところですよ。

1979年に共通一次試験が導入されたとき、養護学校の義務化も決まりました。偏差値教育による教育の効率性が求められたとき、それまで一緒に学んでいた多くの障害のある子どもたちが、排除されました。その理由として当時の文部省はこれを、「その子にあった教育が必要＝養護学校の義務化」と言っていました。確かに、今まで認められなかった教育権が障害のある子どもにも（実質的に）保障された点は評価される部分ですが、養護学校はいわゆる「隔離教育である」と国際的には批判もされました。

そこで、「一人ひとりのニーズにあった教育をする」という理念を示したのが特別支援学校です。学校によっては、地域の普通学校と特別支援学校の両方に学籍を置くという方法をとっているところもありますが、教育そのものを分け隔てているのに「共に生きる」が大事だ、と言われても、子どもたちに「白々しい」と思われても仕方ありません。

子どもたちに 「福祉」をどう伝えるか

社会福祉施設を子ども達にどう伝えるかも、本当はとても難しい問題です。こんな例があります。特別養護老人ホームにいる方々が、いかに活き活きと前向きに生きているかを、ある施設長が楽しそうに子ども達に伝えました。すると参加した子どもが、家に帰って同居しているお婆ちゃんに「早く老人ホームに入ればいいじゃん」と伝えたそうです。子どもは「施設はいいところだ」と聞いて、極めて素直に受け止めたのですが、お婆ちゃんとしては泣き崩れる状態…。施設や障害の“価値”のことを子どもにどう伝えるか、掘り下げれば掘り下げるほど大変難しい問題です。そこで、“価値”の話より、HOW-TO（ハウツー）を教える方向に、学校の先生も流れてしまいがちです。しかし、我々が教えたいことは“価値”なのです。答えはないかもしれないけど、子どもに考えて欲しいこと、地域の人に考えて欲しいことです。学校教育では「答え」が出ないものを嫌う傾向もありますので、「答え」が分かりやすい知識や技術に流れがちになります。伝える側も、難しいことを避けてしまいがちなんでしょうね。

福祉(ふくし) = ふだんのくらしのしあわせ

私は、「福祉とは何か」と問われたとき、「ふくし=ふだんのくらしのしあわせ」と子どもたちに伝えたいなと考えています。埼玉県内で学校の先生や地域の方と、福祉教育の福祉をどう伝えるかについて勉強会を開いていました。子

どもたちに「福祉ってなに？」と問うと、車いすや高齢者、障害のある人と答えます。「自分のこと」と答える子どもはいません。大人が「福祉=社会的弱者=支える対象」だと捉えていると、そのことが、子どもに伝わってしまいます。だから、他人事になってしまうのです。他人事なので、閉ざしてしまえば終わってしまうわけです。これからは、福祉を「関係ないこと」にしないために、福祉を「自分事」に変えていく必要があると思っています。自分を中心軸にして、普段のくらしの幸せを考えていくこと。自分にできないことを周りの人がやってくれているからこそ、生活が成り立っている。そうした発想で福祉を伝えていくと、障害のある方や高齢者が“遠いもの”になりません。自分を中心にした円の中に、福祉があることを見せることが大事です。

普段のくらしとは、ノーマライゼーションそのもの。普段のくらしを守っていくのは、生存権（憲法25条）です。そして「幸せ」の概念は、幸福追求権（憲法13条）。最近では、憲法25条と憲法13条を合わせて、福祉を考えるようになっています。最重度の障害のある方が、「もっと社会参加したい」「ボランティアしたい」という意志を保障するには、憲法13条が関わってきます。そして、実現するには、ボランティアや地域での支え合いが必要になってきます。どういう「共生社会」を作っていくかです。

これからは、憲法25条及び13条をふまえた上で、平和と民主主義（憲法9条）を大切にしていくな必要があると考えます。「ふくし=ふだんのくらしのしあわせ」をどう地域で実現していけばいいのかを、学生や地域の人に伝えられたらいいなと考えています。他人事の福祉ではなくて、自分事の福祉。見え方や関わり方が変わっていくのではないのでしょうか。

感じたことを受け止める福祉教育実践(リフレクションの大切さ)

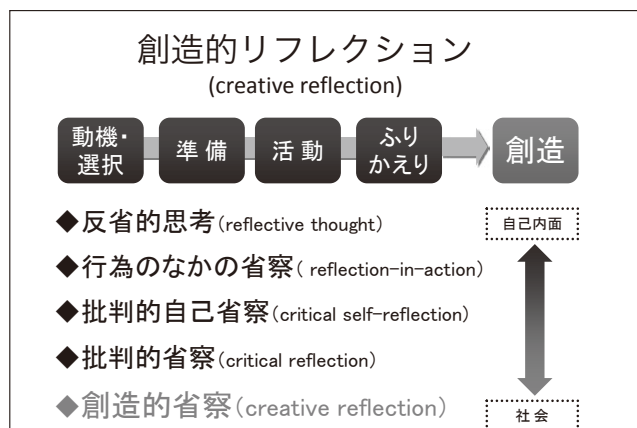
社会福祉施設の理解も必要になってきています。地域の老人ホームに、子ども達が体験で訪れるというケースも増えているかと思います。施設を訪れたときに、子ども達皆が良い感想を持つとは限りません。例えば、「施設が臭い」と感想文に書かれてあったとして、先生が「そんなこと書いてはいけません」というのではなく、「なんで臭いんだろうね」と一緒に考えることで、施設への理解が深まることもあるかと思います。子ども達が素直に感じた感想文が、ディスカッションに繋がります。子ども達の感じ方を先生方がサポートしてあげることが大切で、一つの経験がぐんぐん深まってくると思います。

日本では、「感想文」が振り返り(リフレクション)の中心で、自らの行為を省みる「内省」が中心ですが、これからは、「他者との比較や社会への気づき」「学びのプロセス」「自己形成評価(気づき)」などを思考するという形であるべきです。例えば、最近学校でよく導入されている方法に「ポートフォリオ」という手法があります。クリアファイルに毎回の記録をファイリングしていき、一定期間(例:4月と9月)の自分では何が違うだろうねと、本人に「変化」に気づかせることが目的です。例えば「どんなことが勉強になったと思う?」ということについて自分自身で書いてもらいます。身に付いた力を意識化させるということです。そして、「次は何をしたい?」という未来についても考えてもらう機会にするのです。子どもたちをサポートしながら、「半年や一年の学びを意識化して視覚化させること」「プロセスを見せ、今後を考え

させる作業」です。ポイントは「今後」を考えさせる部分です。友達同士の感想を見せ合ったり、生徒同士でプレゼンをすることで、個人の違いが明確化し、理解が深まっていきます。

アメリカには「サービスマーケティング」という方法があります。社会貢献を通して理解を深めようという教育方法です。日本とアメリカを比較すると、面白い違いがあります。日本は、事前学習に時間を割くことが多いようです。実際の体験時間(量)はアメリカと同じくらいですが、日本では感想文を書いて終わり。一方、アメリカは、その体験で何を得たのかという、事後学習に力を入れる傾向にあります。日本の福祉教育も、事後学習に時間を割くべきだと考えます。

「創造的リフレクション」という方法もあります。造り出していくための振り返り、という意味合いです。自己の内省だけで終わらず、「どんな街になったらいい?」「あなたならどんな街にしたい?」といった前向きな投げかけをします。もっと提案をしてみようとするものです。こんな街だったらいいな、と提案型の授業ができてくると、とても広がりが出てくるでしょうね。例えば、視覚障害の人と一緒に「こんな街だったら皆とっても住みやすいよね」と考えてみるのがそうです。当事者の理解だけで終わ



らず、皆が使いやすい街＝ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方に繋がってきます。このように、街づくりに繋がるまとめができるようになると、福祉教育が、個人から社会の考え方へと変わっていくでしょう。

街づくりまで学習が広がったところで、発表会などをして、民生委員や地域の人が聞ける場を設けます。ここまで来ると、社協が実践している福祉教育に繋がってきます。子どもたちの“気付き”を地域に繋げていくのが、社協の役割になるでしょう。地域福祉への最後のひと工夫ができると、福祉教育がより広がっていくだろうと考えます。

少し余談ですが、施設体験を実施する場合、子ども達の年齢によって内容を変えるのもいい方法です。小学生には、施設の利用者との交流を中心に。中学生には、利用者との交流プラス、どんな専門職の人が働いているのかを見せる。高校生には、利用者、職員、施設がどういう形で成り立っているのかを見せる。子どもの発達段階によって、見える世界は変わってきます。間に立って「翻訳」してくれる人も必要です。それは、学校の先生が一番。学校の先生は教育のプロで、社協は福祉のプロ。役割が違うので、学校の先生と協働できるのが一番いい関係ですね。当事者と社協と先生。先生達がどうコミットしてくるかで、子ども達への影響がずいぶん変わります。

まちづくりにつながる 「地産地消」の福祉教育

ある島の活動を紹介したいと思います。高齢化率40%の長崎県新上五島の離島です。これからの福祉教育をどうしようか、と悩んだ時に、

子どもをターゲットにしながら、大人を巻き込む取り組みを考えました。「知れば知るほど好きになる、魅力的ふれあいの地域づくり」という、学校と地域が一体となった企画です。それは、「ふるさとアルバム探検隊」という子ども達のチームを作って、地域の人々の情報を集めてムービーを作ろうという取り組みでした。社協でチラシを作って地域に伝達を出しておき、子ども達が地域の人々の家に古い写真を取りにいきます。そのときに、必ず「写真に関わる話を聞かせてもらってくる」というミッションがあるのが、面白いところなのです。そして、借りてきた写真を使い、学校で写真展を開きます。写真展だけでも地域の人々が喜んでくれて、あのときはああだった、こうだったなどの話で盛り上がります。スライドをムービーにして、新上五島の地区ごとの写真を物語調に仕立て、作り上げます。そのことを通して、子どもと地域の人との交流が生まれます。結果として、地域が元気になっていきます。

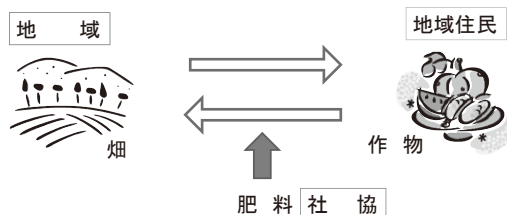
過疎が進んでいる離島の、40年前の活気のある姿が、写真展によって浮かび上がってくるんです。あのころはこんなに街は元気だったんだよと、80代のお爺ちゃんお婆ちゃんが子ども達に嬉々として語ることで、町をなんとかしたい、という前向きな雰囲気が生まれました。これを私は「地域の回想法」と呼んでいます。

地域全体で活気のあった時代を視覚化することで、もっとこんなことができるんじゃないかなど、前向きな発想が生まれやすくなります。子どもたちにとっても、新しい世代間交流が広がっていきます。自分たちの町がどうだったのかを実際にお年寄りに聞きながら、地域の歴史を学ぶことができます。地産地消の福祉教育です。

わが街でしかできない福祉教育が、もっとできればいいなと思います。どこでもできるプロ

地産地消の福祉教育の展開

地元の材料(写真)を使って、地域を好きになる取り組みを行い、将来地域を担う人材を育てる。
まちの「歴史」、「ドラマ」、「人」そして、「かかわり」を体感することで、「地域に生きる」ということを共感する。



グラムではなくて、新上五島しかできないプログラム、そこが素晴らしいと考えます。

「合意形成」をどう促していくか

地域福祉を進めていくときの合意形成のつくり方が問題にもなってくると思います。地域福祉では白黒付けられない問題が多く、「正しい」「正しくない」ではないことが多いものです。合意形成の方法は、戦後の日本では多数決でしたが、地域福祉では、「折り合いをつけるまでのプロセス」が大事になります。住民みんながそのプロセスに納得できないと、地域は良くなっていきません。多数決に頼らない合意形成の促し方については、地域ごとに知恵があるはずなので、それを大切にしていっていいと感じます。

見方が違うことについては、対話で解決するしかないと感じますが、教育はそうはいきません。道徳教育と福祉教育では、違いがあります。ある道徳教育の先生が、「道徳教育は規範を教える教育」と語られています。人として「こうしなさい」という部分を伝えていく教育ですね。逆に、福祉教育は規範ではなく、価値を作っていく「価値創造の教育」だと語られています。

世の中には正解があるわけではありませので、突き詰めたときに「自分自身はどうすべきなのか」を自分の言葉で考えられるようになることです。

分かりやすい例え話で言えば、障害の“がい”を漢字で書くのか、ひらがなで書くのかということがあります。現在はどちらを利用してもいい状態です。自分はどう考え、どちらの字を使うのか。行政に流されるのではなく、自分たちの町ではこうしようと話し合いながら決めていくことが、先ほどの合意形成をするということになってきます。

社会福祉に関するこれから

教育に関しては、インフォーマルな学びも大切です。地域の中で障害のある方と深い関わりがあるなら、フォーマルの学校教育で教える必要はない、という考え方もあると思います。一方で、フォーマルなところで教えるべき福祉もあるのではないかと意見もあります。明治時代にどういう福祉の教え方がされていたのか、という話があります。明治生まれのエリートは、近代化のためにヨーロッパを視察しました。ヨーロッパで社会保障の仕組みが始まったころですね。しかし、日本は富国強兵の時代で、まだまだ社会福祉どころではない時代です。視察の結果、ヨーロッパ式の社会制度では貧困層を救えないので、明治政府は「本人や家族の責任」ということにしました。本人や家族がだらしないからそうなったと。風化行政¹³⁾を打ち出したのです。

それは、「自立」が基本で、地域等でも支えきれないものを国が補助する、というものでした。道徳や教育勅語の中で、福祉に頼るのは卑

しいことだと意図的に教えていきました。最近
は、介護保険が始まってだいぶ変わってきました
が、日本人の「福祉にはなるべくお世話にな
りたくない」という考え方は、明治時代の教科
書で教わったものなのです。明治時代の教育を
受けた人たちにとっては、福祉観がマイナスイ
メージで固まってしまったと言えるでしょう。

いま、私たちが福祉教育を考えることで、きっ
と100年後の社会福祉が変わってきます。自分
たちの福祉観を子どもたちに伝えていくことが、
未来を作ることになります。社会を作っていく
ための価値観形成に、教育の力は必ず必要です。
そこに福祉関係者がどう関わっていくかが大切
になってくると思います。

合意形成の話の余談ですが、デンマークのピ
ザの話があります。グループで食事をした時に
ピザを頼んだとします。皆さんはどうされます
か？日本では気が付いた方が6人いると6等分
することがありませんか。デンマーク人にとっ

ては大変不思議だそうです。なぜかと聞いてみ
ると、「みんなそのときで食べたい量が違うで
しょ」と言うのです。頼んだピザにも好き嫌い
があるので、自分の食べたい量を食べるために
ピザカッターがあると言うのです。好きな人が
食べたい分だけ自分で切るといいます。価値観
の違いが明確ですね。日本人は均等なのが平
等という意識がありますよね。合意形成とは、
全然違うものが関わり合って、一つの答えを出
していくというプロセスです。もともと皆が違
うという点を理解するところから始めるのは、
大切かもしれないですね。

本報告書は平成26年3月5日に開催した「一福祉教育実践講座—ICF視点での福祉教育実践を展開していくために」における原田正樹先生のご講演及び参加者とのやり取りをもとに本会で編集したものです。本報告書の文責は京都府社会福祉協議会にあります。



質疑応答

質問

地域の人々が主体になって、問題解決に取り組む環境づくりや仕掛け作りはどうしたらいいのでしょうか？

原田先生

地域の人たちが抱えている問題や学習ニーズを探ることが大切です。何を知りたいかっているのかは、それぞれの地域によって違うので、一概には言えません。こちら側が問題だと思っている課題を押し付けても、動員だけで終わってしまうこともあります。地域の人たちが求めていることを提供していく。地域がどのタイミングで何に関心があるか、知ることが大切です。

生活支援ができる住民がいるかどうかも重要なポイントです。皆で話し合っているうちは、“みんなの問題”にしか過ぎないので、隣の認知症の人をどう支えていくかという身近な問題に置き換えてみましょう。すると、一気に具体的なテーマになり、解決法も見つかりやすくなるでしょう。

質問

精神障害のある方への理解を深めたいと考えていますが、なかなか学校には受け入れてもらえないという問題があります。

原田先生

確かに、精神障害のある方の理解はなかなか難しいと思います。あるまちでは、精神障害を知ってもらうために、“心の健康を知る”という言い方をしています。見せ方や切り口をどうするかはとても大切です。

また、講座を開催するとして、医療から始めるか、生活（当事者や身近な方）から始めるのかで、受講者の受けるイメージもだいぶ変わってきます。医療の問題が先にくると、どうしても「特別なもの」というイメージが付きがちです。認知症とは何かという問題でも同じです。福祉関係者がすべき課題は、「どういう関わりをつくるのか」「受け止める土壌をつくるのか」などになると思います。

質問

地域福祉は住民主体を頭に置きながらやっていましたが、サロンや住民懇談会でも、なかなか内容に深みが生まれにくく、住民の福祉課題が把握しきれません。最近は、個別支援を行うなかで、課題がどんどん見つかるようになってきました。しかし、次の解消法までは出てこないのが現状です。今後はその部分にも力を入れていきたいと考えています。

原田先生

コミュニティー支援は社協のすべきことです。個別支援と地域支援が総合的に連続すると関係性も変わっていくと思います。今までの社協は総論で語っていたかもしれませんが。リアリティを大切にしていって欲しいですね。

質問

子どもたちの感性を大切にしたいです。社協のわからないこと、学校のわからないことは、協力して始めたいと考えています。

原田先生

子ども達にとっては、何が正しいかではなく、「どんな“いい”出会いをさせてあげられるか」「こんな考え方、生き方がある」というところうまく伝わると何かのきっかけになるかもしれませんね。

講演を終えて（原田先生）

今日の研修では、解決できないけれど、福祉教育の「深さ」「面白さ」「必要性」などを皆さんと共有できたと思っています。ありがとうございました。

支援概要

市町村社協における小・中・高校の福祉教育への支援(概要)

市町村社協では、小・中・高校の福祉教育（授業やクラブ活動等）への様々な支援を行っています。

全般的な支援

- 福祉協力校として指定
- 福祉学習の相談
- 福祉教育研修会
- 各学校の福祉教育担当者と協力団体が情報・意見交換を兼ね、福祉教育（福祉体験学習）研修・情報交換会を実施
- きょうと介護・福祉ジョブネット主催「次世代の担い手育成事業」実施校への協力・支援

“つながり”への支援

- ボランティアセンター登録ボランティア団体の調整
- 当事者団体の紹介・調整
- 「中学生と赤ちゃん交流」の協力（赤ちゃんボランティア募集等。また、協力しているNPO法人との調整等）
- 高校演劇部による演劇発表（施設訪問）
- ボランティアクラブ活動への協力・支援
- 小中学校の運動会・年賀状等のひとり暮らし高齢者への案内（お名前の公表を了解いただいている方のみ）

学習教材の支援

- 介護機器・福祉教育資材の貸し出し

学習プログラムを通じた支援

- 認知症サポーター養成講座（小学生・中学生）
- アイマスク体験（視覚障害者の理解を深める学習）
- 車いす体験
- 施設見学及び世代間交流
- 高齢者擬似体験
- 「福祉とボランティア」出前教室（講座）の実施
- 大学からの委託事業による現場実践教育科目「ボランティア演習」におけるボランティア体験
- 社協職員の派遣
- 社協福祉まつりで各校福祉教育学習について展示発表



実践事例紹介

事例 1

障がいのある方々との生け花体験を通して、小学生に感じてもらいたかったこと

亀岡市社会福祉協議会

■ コンセプト

本市社協では、福祉を考えるきっかけづくりとして市内小・中学校とともに福祉教育を実施している。今までも手話や点字の体験、車イスユーザーの方の講話などを障がい当事者やボランティアの方々に協力いただき、福祉教育を推進してきた。

ただ、実施後、生徒の感想文を読むと、例えば『手話が楽しかった』『自分は目が見えてよかった』『かわいそうな障がい者がいたら助けたい』など、コミュニケーションツールの習得を目的と捉えてしまっていたり、アイマスクをして歩く怖さやできないことのみを感じさせてしまうプログラムになっていると読み取れるものが散見された。

これを踏まえ、『障がい者と“楽しい”共有体験をすることにより、子どもたちに障がいや障がい者に対してプラスイメージを持ってもらい、障がい者・健常者を分け隔てなく、できること・できないことを理解し、一人の人間として接する心を養う』ことに重きをおき企画・実施した。

■ プログラムと成果

実施にあたり、パイロット的に行うには少数の小学校での実施が適切であると考え、直接アプローチを行い、上記の趣旨を理解していただけた。また、障がい者団体、生け花の講師、



実施場所である福祉センターなどにも協力いただき実施できたことも成果の一つとして挙げられる。

今回、小学生4～6年生12名が交流をもったが、視覚障がいのある方が、手の感覚やその花の匂いで生け方をイメージし花を生けられる様子を、子どもたちは目の当たりにし、ある6年生の女子生徒が『私一人でやると上手にできなかったけど、障がい者の方に優しく教えてもらえたのでうまくできたし、すごいなあと思った。お互いにできることできないことがあり、障がいの有無は関係無いんだなあと思った。』と笑顔で感想を話してくれた。

まさしくこの感想こそが“貧困な福祉観の再生産”からの脱却を表しており、ICFの観点に則った福祉教育の出発点であると感じた。今後も、他校での実施や、地域での福祉教育の推進を積極的に図っていきたい。

事例2

学校と一歩ずつの関係づくり

～認知症サポーター養成講座からの展開～

京田辺市社会福祉協議会

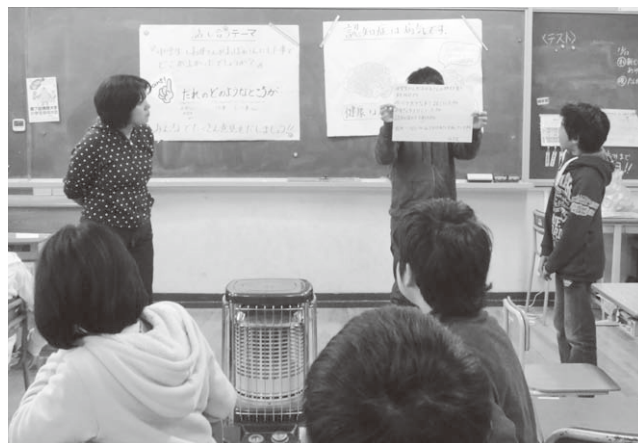
■ コンセプト

初めて、この担当となり学校へ車いす学習の授業へ出かけた。その時の言葉がその後の原動力になっているように思う。寒い冬の日、グラウンドでの学習。担任の先生が子どもたちに向かって「寒いから早く終わらせよう」と私の目の前で言ったのである。もちろん、そんな先生ばかりではない。多くは、大変丁寧に迎えてくださる。しかし、私のなかで、湧き上がるものがあった。「絶対！無駄な授業にしない！」「先生も子どもたちもよかった」と言ってもらえる授業にする！と、なにかのCMのような気持ちになった。そして、私が学校と関係をつくっていくこと、社協をわかってもらうこと、学校を知ることを始めようと思い動き始めた。

■ プログラムと成果

そのような中、小学校版認知症サポーター養成講座を平成22年から始めた。市内全校に案内をしたが、多くの学校からは「必要だとは思いますが小学生には難しい題材ではないか」というのが正直な反応であった。しかし、認知症の問題は確実に子どもたちにとって「遠い問題ではない」という思いがあったので、丁寧に内容についての話をした。その結果、1校から依頼があり実施ができることとなった。

授業は、事前アンケートを実施し子どもたちの認識度を調査するところから始まる。授業当



日は認知症についてを模型を使って説明をしたり、寸劇をみてからグループワークを行った。子どもたちと近いところで会話ができるような授業をしたいという思いから、クラスごとに実施をした。

まだまだ不十分なところもあったと思うが、「子どもたちの身近な問題であることがわかった」、「わかりやすかった」等、学校の先生から評価をいただくことができた。

この学校では、毎年変わりにくく同じ福祉学習が行われていた。しかし、認知症サポーターの授業を突破口に他学年の授業の内容を検討する場が持てるようになり、より学年にあったものを取り組めるようになってきている。1つの実践が次年度以降、大きなつながりを見せてきた。

学校も社協も子どもたちのためにいいものにしたという思いは一緒だ。しかし、何らかのずれがあるからじっくりいっていないだけなのではないかと思う。まだまだ、十分な関係ができていないとは正直言えない。しかし、すこしずつ、去年よりも今年、今年よりも来年と、良い方向に進んでいけるようにつくっていききたいと思う。

参考文献

- 1) 地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が策定する住民による地域福祉活動の計画のこと。
- 2) 総合的な学習の時間とは平成12年度から小・中・高校で始まった教育課程。「教科の枠を越え、設けた主題に沿って行う学習。さまざまな課題を探索し、自ら考え解決する能力を重視する。体験的な学習、地域や学校の特色に応じた学習などが行われる」とされている。(大辞林第三版)
- 3) 大島健甫「手と心で読む」光村図書出版・小学4年生の国語教科書に掲載
- 4) 社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、平成24年11月から平成25年8月にかけて20回にわたり会議が行われ、報告書が平成25年8月6日にとりまとめられました。
- 5) 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。この条約の主な内容としては、(1) 一般原則(障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)、(2) 一般的義務(合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等)、(3) 障害者の権利実現のための措置(身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権の権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容)、(4) 条約の実施のための仕組み(条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討)、となっています。2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。日本では2007年9月28日に条約に署名し2014年1月20日に批准書を寄託しました。
外務省ホームページより(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)より抜粋。
- 6) 国連の「障害者の権利に関する条約(仮称)」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定されました(施行は一部の附則を除き平成28年4月1日)。
内閣府ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)より抜粋。
- 7) 小・中学校等で行う障害のある児童生徒等への「合理的配慮」については、文部科学省・特別支援教育の在り方に関する特別委員会(第3回・平成22年9月6日)において資料配布が行われています。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1297380.htm
- 8) 牧賢一 元全国社会福祉協議会事務局長。1953年に「社会福祉協議会読本」を執筆。
- 9) 「市町村社協当面の振興方策」(全国社会福祉協議会 1968(昭和43)年)のなかで「福祉教育の推進」という用語が初めて使われたと言われています。
- 10) 1970(昭和45)年に全国社会福祉協議会に「福祉教育研究委員会」(重田信一委員長)が設置された。
- 11) 京都府内においても昭和55年から平成18年までに357校を指定し学童・生徒の心身ともに豊かな発達・成長を促すために様々な団体と連携を深めながら、福祉教育の実践を積み上げてきた。
- 12) 学校教育法の改正により2007(平成19)年4月1日から「盲学校」「聾学校」「養護学校」を特別支援学校に一本化された。
- 13) 1900年代に井上友一(内務省官僚・元東京府知事)を中心に考え出された。貧困防止のために社会の気風、個人の生活様式を改善する(風化)考え方を広めた。当時の思想について菊池正治は「家族制度や共同体での相互扶助を強調し、さらには、独立自営の観念を鼓吹している。この事情のもとでは、救済事業の権利性は徹底的に否定され、人道の観点とか国家の恩典としての救済事業思想が主張される」と述べている。菊池正治「MINERVA 福祉専門職セミナー⑦日本社会福祉の歴史 付・史料〔改訂版〕—制度・実践・思想—」2014.1.30(ミネルヴァ書房)P73。

